

水俣市監査委員公告第4号

令和7年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和8年3月31日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和7年度 財政援助団体監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
福祉課	令和8年1月13日	【財政援助元】 (1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	/
水俣市民生委員 児童委員協議会		【財政援助先】 (1) 勧告事項 無し	/
		(2) 指摘事項 ア 民生委員を事務局パート職員として賃金を支給しているが、不適切な支給事務等が多くみられた。	民生委員役員が会計担当を務めている。会計処理を正確にできるよう研修を行う。また、事務局パート職員の就労規則等についても策定し、労働条件等を整える。
		イ 決算書に誤りが多数みられた。 ウ 領収書の金額をパート職員の印鑑で修正してあるものがあった。	会計処理を正確にできるよう研修を行う。また、決算に誤りがないか会計担当者以外の役員で確認を行う。 領収書の金額を確認し、金額が間違っている場合は速やかに再取得する。

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
いきいき健康課	令和8年1月6日	<p>【財政援助元】</p> <p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 実績報告書の確認が不十分。予算額で補助を交付決定し、収支精算書の内容を精査せずに予算額のまま補助金額を確定していた。</p> <p>イ 介護予防普及啓発活動支援事業に係る人件費補助について、実績報告では、単に事務員人件費の年間支出額（事務員及び会長）を報告してあるのみであり、事業の実施内容の報告がなされていないが、そのまま補助金額が確定されていた。また、補助額は予算計上額で、時給改定を反映していない。</p>	<p>（斜線）</p> <p>収支精算書の内容を精査するなど、実績報告書の確認漏れが無いようにいたします。</p> <p>介護予防普及啓発活動支援事業においても、事業実施内容の報告を求めます。 また、補助額には、時給改定を反映するようにいたします。</p>
水俣市老人クラブ連合会		<p>【財政援助先】</p> <p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 水俣市老人クラブ活動費補助金は、単位クラブ数及び会員数に基づいて積算されるが、収支精算書において、実際の数値と異なる報告がなされていた。</p> <p>イ 収支精算書に記載された「事務員雇用費補助」は、介護予防普及啓発活動支援人件費であるが、会長手当及び事務職員1名の年間給料額の合計額で報告されており、事業実績報告がなされていなかった。</p> <p>ウ 支払先が不明なものがあった。領収書も添付されていなかった。</p> <p>エ 領収書を紛失していた。</p> <p>オ 切手等受払簿の記載について、記載されているものと記載されていないものがあった。</p>	<p>（斜線）</p> <p>実際の単位クラブ数及び会員数に基づき、精算します。</p> <p>事務職員の勤務日、職務内容等について報告します。</p> <p>領収書には支払先を明記します。また、領収書の添付漏れが無いよう努めます。</p> <p>領収証の紛失が無いよう努めます。</p> <p>切手等受払簿に確実に記載します。</p>